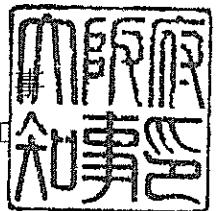


河整第 1599号
平成16年2月20日

近畿地方整備局長
谷口 博昭 様

大阪府知事
齊藤 房江



『淀川水系河川整備計画基礎原案』に関する意見について

河川整備計画基礎原案の策定にあたっては、流域委員会を中心に、関係自治体や住民の意見聴取・反映に努められてきたところですが、今後の整備計画策定に向けての調査検討や当面の事業実施にあたって、下記のとおり意見を申し上げます。

なお、基礎原案から整備計画を取りまとめるにあたっては、引き続き、意見交換のうえ、本府の意向を反映していただきますようお願ひいたします。

記

1. 全体に関する意見

(1) 河川整備計画策定にあたって

今後、基礎原案で示されている事項の「調査・検討」にあたっては、整備計画策定までの手順やスケジュールを示すとともに、関係自治体の意向を十分尊重し、関係省庁の協議などを併せて進められたい。

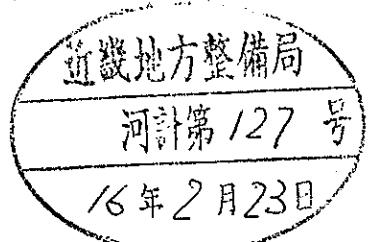
(2) 利水について

渇水調整方法や事業中のダムの役割変更の検討にあたっては、関係自治体や利水者との十分な情報共有を図り、合意を得られたい。

(3) 利用について

淀川、猪名川の高水敷きについては、これまでの利用形態も踏まえ、沿川自治体や住民との継続的な協議に基づき、長期的な視点で検討を進められたい。

また、安全な水道水源の確保の観点から、水面利用の適正化を一層進められたい。



(4) 治水・防災について

府域における均衡のとれた治水安全度の向上並びに、破堤による被害の回避・軽減を図るため高規格堤防の整備や堤防補強など被害軽減方策を進められたい。

(5) ダムについて

余野川ダムについては、猪名川下流域の洪水被害軽減及び、ダム周辺の土地区画整理事業と一体的に事業を進めてきた経過を踏まえ、調査・検討を早期に終結し、着実に事業を推進されたい。

2. 個別事項に関する意見

その他、個別事項に関する意見については、別紙のとおりです。

『淀川水系河川整備計画基礎原案』に関する個別意見

(河川環境について)

○景観等について

【建築都市部】

(1) P.39 5. 2. 7 景観 (1) について下記のように修正されたい。

新築・改築する施設等については、周辺環境との調和に関して検討する。

淀川は大阪府景観条例に基づく「景観形成地域」の指定を受けており、滋賀県においては「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」が定められている。また、淀川の関係市町である大阪市の「みずの軸」をはじめ、高槻市、寝屋川市、島本町等、猪名川においても川西市がそれぞれ景観の方向性を定めている。

このため、河川管理者以外が実施する構造物等の許認可に際しては、関係自治体と連携し、河川景観の観点から指導・助言を行う。

【教育委員会】

(2) 文化財保護法に基づき文化財行政が扱う保護・活用の対象は最近一層の拡大を見せている。平成8年に「登録文化財」の制度運用が始まり、また、従来の文化財の定義に含まれない「文化的景観」の概念規定とその保護について、文化財保護法の改正により制度化されようとしている。このような文化財保護制度の変化・拡充を踏まえ、修正案を以下に示す。

・ワンドや鵜殿に代表されるヨシ原について、遺産的要素や景観的要素の一定の表現を加えることが望ましい。

<P.4 18行目>

特徴ある河川環境としては、ワンドやたまりがある。明治から昭和にかけて行われた制水工の名残をとどめるワンドには、・・・

<P.4 20行目>

また、鵜殿には75haに及ぶヨシ原が広がっており、これらは特徴ある景観を呈する歴史文化的な遺産である。

<P.4 34行目>

・・・川と関連した交通が古くから発達していた。かつての街道が現在の河川敷と重なって走るところもある。また、随所に渡しも設けられ、昭和40年代頃まで地域の生活に欠かせなかった。

<P.39 32行目>

治水上の影響・効果を考慮しつつ検討する。また、歴史文化的価値のある河川施設やワンド、ヨシ原などの保全・改修にあたっては、それらが併せもつ景観的価値にも配慮する。

この他、近く予定されている登録文化財制度の構造物以外の分野への拡充に伴い、河川で行われる漁労習俗など無形の民俗事例やその用具、あるいは近代以降の河川改修等に関わる記録文書や写真など各機関等が所有する資料等も登録対象となる可能性がある。

(治水・防災について)

【土木部】

(1) 堤防補強については、流域の資産や人口の集積状況や被害の拡散などの観点から、地元自治体の意向を尊重して、事業個所の優先順位を検討されたい。

(2) 高潮対策及び洪水に対する整備の観点から、淀川下流部の橋梁のうち、阪神電鉄西大阪線橋梁については、優先して事業の推進を図られたい。

(3) 支川を含む縦断的な連続性確保の観点及び治水安全度の上下流バランスの観点から、芥川の直轄区間の落差工の撤去を推進されたい。

【建築都市部】

(4) 高規格堤防について、「まちづくり計画との調整が図られた箇所から隨時整備していくが、・・・」との記述について、河川側が主導的にまちづくり側と調整を図る姿勢が見えにくいので、基礎原案の修正時において検討されたい。

(5) P.42 3) 地域で守る①土地利用の規制・誘導について、「氾濫原における土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。」のうち、支援方法として、沿川自治体と連携した『水害に強い地域づくり協議会（仮称）』を設置して、具体的な協議・支援を実施していくとのことが、「具体的な協議・支援」とはどういうものか。また、河川による規制・誘導についてどのようなものを想定しているのか教示していただきたい。

(6) P.23 3) 地域で守るについて、「洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するための土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方策における対応等」とはどのような都市計画対応を考えているのか。具体的になっていいるのであれば明示していただきたい。

(7) P.23 3) 地域で守るの項目に「土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方策における対応等」について検討する旨が記載されているが、P.42 3) 地域で守る①土地利用の規制・誘導の項目には、検討を支援に止まっているため、整合を図られたい。

(利水について)

【企画調整部、健康福祉部、水道部】

(1) 渇水調整の方法について、見直しの提案がなされているが、淀川では、既に投資を完了し、実績に対して確保水量に余裕のある利水者と、現在でも水源開発に投資中で、確保水量に余裕の無い利水者が混在している状況である。その中、投資を反映した取水制限を行えば、水道供給のエリアによって、制限に格差ができ、一部住民だけが生活に支障を来たす事態が想定される。渇水という緊急事態においては、そのような状況は到底、住民の理解を得られ

るものではないため、そういう事態の生じない渇水調整方法を検討されたい。なお、現時点では、これまでどおりの実績取水量に応じた制限が最も利水者間の合意の得られやすい方法であると考えられる。

(2)水利権の見直しと用途間転用について、水道事業者間の用途間転用の許可にあたっては、事業者双方の合意に基づく水量を最大限確保されたい。

また、利水安全度評価については、安全度の低下によるリスクが利用者に十分説明されるとともに、安全度をどの程度確保するのかについては各利水者の判断によるものとされたい。

以上の点から、P.26 4行目（2）渇水への対応の項目に記述されている、「各利水者間の安定供給確保への努力（投資）が反映されていないため、」との表現や、P.46 21行目「(1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価を踏まえて・・・」との記述については、利水者が渇水への対応のために、今後も新たな水源開発への投資が必要となるかのような誤解を招くと思われる表現については流域委員会や関係自治体の意見を踏まえ、見直していただきたい。

なお、必要な利水安全度の確保対策については、既存ダム等施設の運用変更や流域全体での水利用抑制に向けた施策等によることとし、新たなダム等による水源開発によらない対策を十分に検討し、計画に反映されたい。

【環境農林水産部】

(3) 農業用水の水利権見直しにあたっては、市町村等の要望が無くとも、水質保全のための一定の流量を確保すべきであり、また、水質保全に積極的な姿勢を示す為にも、P.25 35行目及び P.46 27行目を「なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に配慮する」に修文されたい。これについては、淀川水系流域委員会提言のみならず、『琵琶湖・淀川流域圏の再生に関するプロジェクト』においても、かんがい用水循環と水質浄化を挙げており、基礎原案についても、水質保全等地域の水環境に対する積極的な姿勢を示すべきと考える。

(利用について)

○水面利用

【水道部】

(1) 水上オートバイの利用区域に指定されている摂津市一津屋地区では、水道用原水の取水口が集中しており、水上オートバイの走行、事故等での水質汚染による取水への影響が懸念されている。このため、水上オートバイの利用規制の項目において、「水上オートバイの利用区域を速やかに水道用原水の取水に影響がない区域への移設を図る」旨を記述されたい。

○河川敷

【土木部】

(1) 淀川河川公園については、都市計画法により計画決定された公園であり、淀川のもつ自然資源の保全育成と沿川住民のレクリエーション需要への対応を図るために定められたゾーニングや施設計画に基づいて整備・管理が行われている。

今回の河川整備計画策定に伴う淀川水系流域委員会で行っている学識経験者や住民意見の反映等は、都市計画審議会や公園基本計画策定において、近畿地方整備局や府・市町村が既に行ってきたところである。

今回の淀川水系河川整備計画基礎原案においては、淀川河川公園の公園区域やゾーニングを尊重し、学識経験者や自治体住民の意見反映や合意形成、まちづくりの観点を含めた基本計画を検討する「淀川河川公園基本計画改訂委員会（仮称）」と「河川保全利用委員会（仮称）」との意見交換、協議調整が十分に行うことを明記されたい。

なお、国が直轄事業の事業者として河川公園を利用する多くの幅広い住民の意見や関係自治体の意見を聴取して合意形成を図るのは当然の責務である。これまでの淀川河川整備計画策定においては、河川法に基づく視点や流域委員会の生物の生息・生育環境の保全再生の視点が重視されており、流域における総合的、現実的なまちづくりの視点からの検討を加える必要があると考える。

(2) P.13 2.4.2 河川敷 (1) 利用について

淀川河川公園については、河川敷を公園的に利用することを前提に地元説明会や審議会などの場で、地元、利用者、学識経験者、自治体、河川管理者の意見を聴いた上で、総合的に合意を得て計画決定されたものである。現実的に年間520万人の人々が利用し、さらなる施設整備の要望も強く出されている。以上のことと踏まえ、下記のように修正されたい。

<P.13 16行目>

公園、グラウンド等の施設整備が進められており、更なる施設整備の要望がある。

<P.13 20行目>

・・・身近な自然空間として河川敷を利用したいとの強い要望がある。

<P.13 28行目>

一方、これら公園、グラウンド等の施設が整備された一部の地区については、河川の生態系が縦断的に分断され、

<P.13 30行目>

河原等の空間そのものを失わせることとなっている地区もあり、河川の特性を・・・

(3) P.26 4.5.2 河川敷 (1) 利用について

河川敷は既に多くの人々に利用されている。特にグラウンド等のスポーツ施設は利用者も多く、利用者の意見が十分反映されるようなしくみが必要と考える。

大阪府内の淀川流域は急激かつ高度に都市化され、公園やグラウンド等の良好なレクリエーション空間を求めることが非常に困難な地域である。

グラウンド等のスポーツ施設の配置や高水敷の利用形態は総合的なまちづくりの視点で検討すべきであり、河川整備や自然生態保全の面からのみで議論し、施設の縮小を基本とするべきでない。以上のことと踏まえ、下記のように修正されたい。

<P.26 28行目>

・・・河川空間は、水面や高水敷と、その間に挟まれた水陸移行帯等により構成され、多様な生物が存在している。

<P.26 32行目>

のスポーツ施設のように、河川敷以外で施設の整備・設置が可能なものについては、縮小していくことについて調査検討していく。

<P.26 34行目>

検討にあたり、既存のスポーツ施設が数多くの人々に利用され、住民や自治体等からスポーツ施設の存続・新設の強い要望やまちづくり全体の中での議論等が意見があることから、河川敷の利用については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関や住民等の意見を聴き判断していく。

(4) P.48 5.5.2 河川敷(1) 河川敷地占用許可施設について

淀川河川公園は広域的なレクリエーション拠点として利用されているため、周辺地域住民だけでなく、利用者の意見を広く聴いて反映できるように河川保全利用委員会（仮称）に施設利用者代表を入れるべきである。

淀川本川の「河川保全利用委員会（仮称）」については「淀川河川公園基本計画改訂委員会（仮称）」と相互に協議、調整を図ることを要望する。以上のことと踏まえ、下記のように追記されたい。

<P.48 12行目以下に追記>

淀川本川については、関連施策である淀川河川公園の「淀川河川公園基本計画」と整合を図りつつ、公園計画に十分に配慮して判断する。

(ダムについて)

【土木部】

(1) ダム事業については、他の治水手法と同様に、効果や経済性、環境の面から比較などの検討を進められたい。

(2) 各ダムの調査検討内容について

【企画調整部】

○琵琶湖における急速な水位低下の抑制策としての大戸川ダム、丹生ダムの活用については、対策の緊急性や有効性について、調査検討の結果を踏まえたうえで、費用対効果も含めた説

明のもとに、再度提案をされたい。

仮に、大戸川ダム、丹生ダムにその対策機能を持たせることが最も適当であるとした場合の国、関係自治体、利水者の負担について、十分な説明と合意を得たうえで原案を決定されたい。

【企画調整部、健康福祉部、水道部】

○日吉ダム治水容量の増量に伴い、大戸川ダムへ利水容量を振替えることについては、振替の必要性、有効性について、調査実施前に、振替えを行う既得水利権者の理解を得たうえで調査検討を進め、その結果を踏まえたうえで、再度提案をされたい。

調査検討の結果、仮に振替えることが適当であるとした場合に、維持管理費も含め、振替え対象となる利水者に新たな負担の発生のないよう、関係自治体、利水者に十分な説明と理解を得たうえで、原案を決定されたい。

【企画調整部、健康福祉部】

○一庫ダムの利水容量を余野川ダムに振替えるにあたっては、振替の必要性、有効性について、調査実施前に、振替えを行う既得水利権者の理解を得たうえで調査検討を進め、その結果を踏まえたうえで、再度提案をされたい。

調査検討の結果、仮に振替えることが適当であるとした場合に、維持管理費も含め、振替え対象となる利水者に新たな負担の発生がないよう、関係自治体、利水者に十分な説明と理解を得たうえで、原案を決定されたい。

【建築都市部】

○余野川ダムについては、ダム事業として昭和52年度から事業調査、地元意向調査が実施され、地元の意向は「ダム事業には反対であるが、周辺開発が同時になされる事を条件に賛成する」というもので、余野川ダム周辺の宅地開発の実施が不可欠の状況であった。

そのなか、平成3年6月に建設省近畿地方建設局から大阪府に「猪名川総合開発事業余野川ダム及びダム周辺開発事業の促進について」の依頼があったため、当時まだ事業主体が決まっていなかったダム周辺開発について、府が宅地開発の事業主体となることを決断し、余野川ダム周辺の地元意向に応じることで、ようやくダム建設についての地元合意がなされた経緯がある。

さらに、土地区画整理事業区域でのオオタカの営巣発見や、住宅需給動向並びに地価の下落等により土地区画整理事業の見通しが不透明な状況下の平成12年11月に猪名川総合開発工事事務所から提出された“「水と緑の健康都市開発事業」と「余野川ダム建設事業」の一体的推進への要請”を受けて、大阪府としては土地区画整理事業の見直しに関し、余野川ダム事業との一体的整備に齟齬が生じないよう配慮してきた。

今回、河川整備計画の策定にあたっては、以上のように長年にわたり余野川ダム事業に対し協力、協調してきた本府としては、整備内容やスケジュールにおいて、従来どおり、余野川ダム事業と土地区画整理事業との一体的整備を大前提として事業推進を図られることを強

く要望する。

そのため、今回の河川整備計画基礎原案において位置づけられた余野川ダム計画の「調査・検討」を早期に終結させ、一刻も早く事業再開されるよう、速やかに手続きを進めていただきたい。

なお、「調査・検討」結果により、仮に余野川ダム事業の計画に何らかの見直しが生じる場合においても、河川管理者は、余野川ダム事業と土地区画整理事業が一体的に事業を進めてきたという歴史的事実を踏まえ、周辺の地元や、本土地区画整理事業者と従来協議してきた事項について、齟齬が生じないよう十分配慮されたい。

(関連施策について)

【建築都市部】

(1) 淀川河川公園については、摂津、守口、寝屋川、枚方、高槻などで広域避難地に選定されていることを踏まえ、地震時における避難地としてのあり方(防災性向上のための整備を含む)についても検討を行われたい。

【土木部】

(2) P.16 2.7 関連施策 2.7.1 淀川河川公園について

淀川河川公園は広域的な利用圏を持ち、様々なレクリエーション活動に利用されている。

公園は学術的、専門的な見地からの十分な調査検討にもとづいて設定された、施設広場地区、野草広場地区、自然地区、景観保全地区の4つのタイプに分かれ、整備・管理が行われており、河川の生態系や河川本来の特性に配慮していると考える。以上のことと踏まえ、下記のように修正されたい。

<P.16 5行目>

広範囲にわたって造成された高水敷にある淀川河川公園については、社会的要請に応えて多面的、学術的な調査検討に基づくゾーニングや施設計画により、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。

<P.16 8行目>

また、身近な自然空間として河川敷を利用したいとの要望も強い。

一方、これらの公園施設が整備された一部の地区については、低水護岸等とも相まって、

(3) P.30 4.8 関連施策 4.8.1 淀川河川公園について

淀川河川公園フォローアップ委員会の提言(平成13年8月)を踏まえ、次の点を考慮すべきである。

- 1) 関係自治体、公園利用者の意見の尊重
- 2) まちづくりの中での淀川河川公園の役割の尊重

大阪府は、淀川河川公園の整備、維持管理について事業費を負担している。淀川河川公園の整備・管理について協議、調整するため、地方整備局と府及び沿川自治体による「淀

川河川公園連絡協議会」が設置されており、「淀川河川公園基本計画」の改訂において、この協議会で十分に議論し、意見が反映されるように要望する。以上のことと踏まえ、下記のように修正されたい。

<P.30 20行目>

改訂に際しては、淀川河川公園フォローアップ委員会から提言された以下の項目方針を踏まえて検討する。

- 1) 公園区域の拡大やゾーニングの見直し
- 2) 自然環境の保全と再生・復元・創出
- ・
- ・
- 5) まちと淀川をつなぐ公園計画
- 6) 利用者の視点に立ったユニバーサルデザインの導入
- 7) 淀川の自然環境や歴史文化の教育・研究・情報発信の拠点となる既存施設活用

(4) P.57 5.8 関連施策 5.8.1 淀川河川公園について

淀川河川公園は広域的な誘致圈をもつ国営公園として、「淀川河川公園基本計画改訂委員会（仮称）」により策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき、淀川河川公園としての整備・管理が行われることを踏まえ、下記のように修正されたい。

<P.57 11行目>

・の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき河川公園の整備・管理を行う。

- 1) 自然環境の保全と再生・復元・創出
 - ・川の背後地とのネットワークづくり
 - ・淀川らしい動植物が生育できるような環境づくり
 - ・自然環境の教育、研究の拠点づくり
 - 2) 歴史を取り入れた公園計画
 - ・歴史文化資源の保全・活用
 - 3) 淀川にふさわしい利用ができる公園づくり
 - ・水に親しめる多様な水辺環境の整備
 - ・個性的・魅力的な利用拠点の整備
 - ・市民参加の公園づくり
 - 4) まちと淀川をつなぐ公園計画
 - ・沿川のまちづくりと連携した公園整備
 - ・淀川からの情報発信拠点
 - ・広域防災拠点としての活用
- また、次の事業については・・・・

<P.57 16行目>

- 3) 既存施設のユニバーサルデザインを導入した改修